

閲覧用

平成29年 第9回

神崎市農業委員会総会議事録

平成29年9月5日

神崎市農業委員会

## 平成29年第9回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年9月5日(火) 午前9時30分 開会
2. 開催場所 神崎市役所3-3会議室
3. 出欠者の状況

出席委員 11名

欠席委員 2名

傍聴者 なし

番号	役職	氏名	出欠
1	会長	森 義博	出
2	副会長	筒井 信秀	出
3	副会長	服巻 玉美	出
4	委員	香月 涼子	欠
5	委員	馬渡 次秋	出
6	委員	原 隆行	欠
7	委員	大田 一秀	出
8	委員	福田 省二	出
9	委員	角田 良正	出
10	委員	鶴 博行	出
11	委員	福田 肇	出
12	委員	黒田 和吉	出
13	委員	本間 昭久	出

### 4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

8番 福田 委員      10番 鶴 委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 江口 重信      係長 山口 秀利

日程第3 付議事件

- |   |    |
|---|----|
| 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について                      | 3件 |
| 議案第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による承認申請<br>(2a未満の農業施設)について | 1件 |

議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	60件
議案第4号	農振除外申請に伴う事前審査について	1件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	41件
報告第2号	農用地利用配分計画について	2件

## 5. 説明のため出席した職員

### 【農業委員会事務局職員】

事務局長	江口 重信
農政農地係長	山口 秀利
農政農地係主査	市丸 麻記

### 【農政水産課職員】

農政水産課副課長	音成 栄志
農政企画係主事補	川端 晃博

## 6. 会議の概要

### 事務局長

改めまして、おはようございます。9月に入り、朝方はめっきり秋らしい気候になりました。昨日、今日と生憎の雨になりましたが、足元の悪い中、総会ということでお集まりいただきありがとうございます。着席して議事を進めさせていただきます。

平成29年第9回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長の挨拶をお願いいたします。

### 会長

それでは、先ほど言われましたようにだいぶ涼しくなりました、虫の声も日に日に高くなるような気がしております。8月の農地パトロールにつきましては、お疲れ様でございました。

私も推進委員さん2人と3人で神埼を回りましたが、神埼の町中は長年耕作されていない所がたくさんあります。また、耕作者は直接、顔を合わせたことがない方もいらっしゃいます。

3人で回っておりましたところ、ちょうど町中でしたが、血相を変えて50歳代の男性の方が、「なんしょっとね」と言ってこられ、かくかくしかじかで、年に1回、農地については、こうやって現地を毎年確認していますと説明したところ、最近、泥棒が入っているそうで警戒されていた訳であります。そのあとすぐ、その方のお母さんと思いますが、80歳くらいの方が血相を変えてこられ、田んなかでも盗られるかのような感じで見られ、その時、農業委員会の帽子と腕章を着けていたので、理解してくれたと思うところがございます。そういうことで皆さん方も色々苦

労があったのではないかと思っているところであります。

それでは、只今から、平成29年第9回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

## 事務局長

ありがとうございました。本日の出席委員は11名でございます。

4番 香月 委員と6番 原 委員より欠席届が提出されております。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。森 会長、宜しくお願いいたします。

(会長これより議長となる。)

## 議 長

それでは、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

### 日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は8番 福田省二 委員と10番 鶴 委員の2名を指名いたします。宜しくお願いいたします。

## 議 長

### 日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を事務局の江口局長、山口係長を指名します。

## 議 長

### 日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による承認申請 (2a未満の農業施設)について	1件
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	60件
議案第4号	農振除外申請に伴う事前審査について	1件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	41件
報告第2号	農用地利用配分計画について	2件

以上、4議案65件、報告第1号、2号の43件でございます。

ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

## 議 長

それでは、只今から議事に入りますが、質問のある方は挙手をされ、指名を受けてから、

最初に議席番号と氏名を言って、マイクを通して発言されるようお願いいたします。

審議に入る前に議案書に誤りがありましたので、事務局より説明いたします。

## 事務局

### 【訂正内容について説明】

ここで議案書の訂正をお願いいたします。

議案書1ページの議案第1号 受付番号1番の申請において、工事完了の年月日を平成29年12月10日とありますが、平成30年1月31日に訂正をお願いいたします。

申し訳ありませんでした。以上です。

(農地法第5条関係)

(受付番号1番、申請者入室)

## 議長

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。受付番号1番について審議いたします。事務局から説明させます。

## 事務局

### 【議案第1号 受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番、申請地は千代田町〇〇字〇〇 〇〇番 田の1, 223㎡です。

転用の目的は太陽光発電施設で、転用の理由及び譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途や事業費などは記載のとおりです。転用着工は平成29年10月1日、工事完了は平成30年1月31日の予定です。

権利の内容は贈与による所有権の移転で、農振除外は決定済み。農地区分は「宅地化していて住宅などが連たんしている区域に近接する区域内のある10ha未満の農地の区域内にある農地」として第2種農地と判断され、許可基準は用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」が該当します。位置図などを4ページと5ページに添付しています。

申請に必要な書類として土地利用計画図と事業費見積書、資金関係書類、土地改良区との協議、埋蔵文化財の協議などの書類が提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水などの処理が適切に計画されていて、区長さん、生産組合長さんによる地区の排水同意書が提出されていて、特に問題はないと思われまます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号 受付番号1番について、地区担当委員の9番 角田 委員のご意見をお伺いいたします。

9番 角田 委員

【地区担当委員として意見並びに現地確認の結果報告】

地区担当の9番の角田です。

第1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の黒田推進委員とともに現地の状況や転用の内容などを申請関係者などに確認しましたが、この転用は周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことが無いように十分考慮して計画されたと思われまますので、特に問題は無いと考えています。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

只今、地区担当委員の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号1番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(受付番号2番 申請者入室)

## 議 長

次に、受付番号2番について審議いたします。

事務局から説明させます。

## 事務局

【議案第1号 受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番、申請地の所在は千代田町〇〇字〇〇 〇〇番 田の面積  
1, 926㎡の内1, 187.68㎡です。

転用の目的は太陽光発電施設で、転用の理由及び貸し付け人、借り受け人、施設の用途や事業費などは記載のとおりです。転用着工は平成29年10月15日、工事完了は平成29年12月15日の予定です。権利の内容は賃借権の設定で、農振除外は決定済み。農地区分は「市役所、町役場（これらの支所を含む）から概ね500m以内にある農地」として第2種農地と判断され、許可基準は、用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」が該当します。位置図などを6ページと7ページに添付しています。

申請に必要な書類として用地選定理由書、土地利用計画図と事業費見積書、資金関係書類、土地改良区との協議、埋蔵文化財の協議、開発行為許可申請書類などが提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水などの処理が適切に計画されていて、区長さん、生産組合長さんによる地区の排水同意書及び隣接農地管理者の同意書が提出されています。先ほど開発行為許可申請書類と言いましたが、本件には該当がありません。訂正いたします。説明は以上です。

## 議 長

只今、事務局の説明が終わりました。議案第1号、受付番号2番について、地区担当委員の12番 黒田 委員のご意見をお伺いいたします。

### 12番 黒田 委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

12番の黒田です。第1号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。

申請内容については事務局の説明のとおりです。私も地区担当の推進委員とともに現地の状況や転用の内容などを申請関係者などに確認しましたが、この転用について

は、周辺農地の営農活動には支障は無いと思いますが、申請地の東側が小学校で、校長先生なり教育委員会は許可しているそうですが、申請地の南側に老夫婦の住宅がございます。そこについては、申請者の方から話はされておりますが、一方的な話の中で、なんの支障もないということで、自分の土地でもないのに、やむを得ず一応了解されておられます。そういうことで区長、生産組合長、地区の役員の方を交えた中の話だったそうですが、後で老夫婦の話を聞きますと非常に不安がっておられました。太陽光が入ったことで、どういうふうな影響があるかわからないと言っておられました。もう一度申請者の方から、詳しい説明をしていただけないでしょうか。農地法については、全く問題はございませんが、一つだけ不安がられる住宅の方がおられますので、十分に説明いただいたら問題はないと考えます。非常に不安がっておられます。自分たちもそういう設置場所が近くにあったら見に行つて話を聞きかないと納得できないと思っておられますので、十分な説明をお願いします。以上です。みなさまのご審議をよろしくをお願いします。

## 議 長

ありがとうございました。

只今、地区担当委員の説明が終わりました。これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

はい、2番 筒井 委員どうぞ。

(質疑・応答)

## 2番 筒井 委員

2番の筒井でございます。この太陽光発電の現場は、南の方に小さなクリークがあつてもんね、クリークと見なされる幅は何メートルぐらいまでですか、クリークがあるけん関係なかと業者の方から説明されたそうです。屋敷から何メートル離して設置されるのか、聞いと坎ば後から光とか温度の問題がでておりますので、そこらへんをぴしゃっと説明をお願いします。

## 議 長

申請者の方、説明をお願いします。

## 申請者

計画図を見てもらうとわかると思いますが、計画の段階では、畦畔から1mぐらい離して設置する計画であります。そうしないと、あんまりべたっと着けると後から迷惑がかかるといけませんので、そういうふうに計画しています。



**事務局**

はい、議長

**議 長**

はい、事務局どうぞ。

**事務局**

水路の幅の定義について、ご質問がありましたが、申請地の隣接地はあくまで里道水路の考えであります。隣接地の考えは、1点でも筆界に接点があれば隣接地とみなしております。

**議 長**

はい、9番 角田委員どうぞ

**9番 角田 委員**

9番の角田です。7ページの計画図の中で、北の方が空いているということはどういことですか、南側に問題があるなら、北の方に移動ということは考えられないのか。

**申請者**

この田んぼは、持ち主さんから借りるにあたって、北の方で苗を作りたいという希望があり、南の方に寄せて計画しております。あくまで田んぼの所有者さんの希望でこういった内容の計画をしております。

**議 長**

はい、黒田委員どうぞ

**12番 黒田委員**

12番の黒田です。説明では熱風が矢印のように北の方に向かって流れると聞いておりますが、実際に南側は何の影響はないのですか、全く問題はないのですか。

**申請者**

今まで宅地の近くに太陽光を設置させていただいておりますが、まぶしいとか熱いとかいうトラブルは今までありません。ニュースでそういった放送が時々ありますが、それはメガソーラと言って、今の規模の20倍とかいう規模の太陽光です。今までそういったトラブルはございません。

**12番 黒田委員**

12番の黒田です。東側に学校がありフェンスはありますが、もし想定外に石等を投げた場合、責任とかはどうなりますか。

**申請者**

そういったトラブルがあっても、学校に補償を求めることはございません。

**議 長**

他にございませんか。私も事前に副会長と現場を見ましたが、南の方の住人にどう影響があるのか一番心配していたところでもあります。特に南の方には十分説明を再度されて、進めていただきたいと思うところでございます。

**議 長**

他にないようでしたら質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号2番 申請者退室)

**議 長**

これより採決に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成多数)

**議 長**

ありがとうございました。賛成多数であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

特にこの件の県への進達については、今の意見等を十分に踏まえながら進達したいと思っております。

(受付番号3番 申請者入室)

**議 長**

次に、2ページをご覧ください。

受付番号3番について審議いたします。事務局から説明させます。

**事務局**

**【議案第1号 受付番号3番を議案書を基に朗読後、説明】**

受付番号3番、申請地の所在は千代田町〇〇字〇〇 〇〇番 田の3, 044㎡です。転用の目的は共同住宅建設で、転用の理由及び譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途や事業費などは記載のとおりです。転用着工は平成29年10月10日、工事完了は平成30年3月31日の予定です。権利の内容は所有権の移転で、農振除外は決定済み。農地区分は「宅地化していて住宅などが連たんしている区域に近接する区域

内のある10ha未満の農地の区域内にある農地」として第2種農地と判断され、許可基準は用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」が該当します。位置図などを8ページと9ページに添付しています。

申請に必要な書類として用地選定理由書、土地利用計画図と事業費見積書、資金関係書類、土地改良区との協議、埋蔵文化財の協議などの書類が提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水などの処理が適切に計画されていて、区長さん、生産組合長さんによる地区の排水同意書及び隣接農地管理者の同意書が提出されています。説明は以上です。

## 議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号 受付番号3番について、地区担当委員の2番 筒井 委員のご意見をお伺いいたします。

## 2番 筒井 委員

### 【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

2番の筒井でございます。第1号議案の受付番号3番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も地区担当の推進委員と現地確認をするつもりでしたが、この地区の火災がありまして、推進委員さんとは電話により連絡しております。区長さんとじっくり話し合いました、部落の会合も4、5回、話し合いがあったそうでございます。そこで1点だけ質問したいのですが、説明が済んでから質問いたします。この転用は周辺農地の営農活動に支障はないと思いますが、南隣が問題でございます。みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

## 議 長

ありがとうございました。

只今、地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号3番について、何かご質疑ございませんでしょうか。はい、2番 筒井委員どうぞ。

(質疑・応答)

## 2番 筒井 委員

2番の筒井でございます。

アパートの計画で建てられると思いますが、私が一番頭に残っておりますのは、この生活排水の放流先はどうなっているのかお伺いします。

## 議 長

申請者の方、説明をお願いします。

## 申請者

この件を担当している、〇〇の〇〇と言います。

排水はですね、東側の道路沿いの側溝を通じて大きな川の方に流す計画です。

市役所の方と生産組合の方、区長さんに立ち会っていただいて、こっちの川に流すのであれば問題ないと、そこに4基の合併浄化槽を造りますので、4基あれば十二分に可能だろうという回答を得ました。以上です。

## 2番 筒井 委員

おたく達が計画されている排水は市道の側溝ですかね。それとも新しく設置されますか。

## 申請者

市道の側溝と側溝の中にパイプが入っておりますので、そこを通じて南側の方に流れるようになっている形です。

## 2番 筒井 委員

南さいですね。北じゃなかですね。土場があるけんすぐ詰まるけん、管理はどこがされるのですか。

## 申請者

管理は手前どもが行います。管理は合併浄化槽を含めて管理会社に委託するものでそこがするようになっています。

## 2番 筒井 委員

年に一回、側溝を掃除するのですね。そこを明確にしとかんば、そこが問題やっけん。あの側溝は市道の側溝やっけん宅地の側溝じゃなかけんね、造成される時は全部おたくの方で排水ばぐる一っと、側溝ば入れんばいかんですもんね。

## 申請者

敷地内の雨水の側溝と生活排水と別箇になっております。

雨水は一部北側に流れる部分もありますが、雨水ですね、生活排水は側溝を通じて浄化された水が南側の方に流れるようになっております。

## 2番 筒井 委員

南に流すのはよかばってん、南の人はざっといかんけん、そこは覚悟しとかんばいかんですよ。

## 申請者

そうおっしゃいますけども、きちっと話し合いをしております。何も問題ありません。

## 2番 筒井 委員

あんたんところが保障してくるつきよかばってん。絶対掃除しななか、じき詰まる、建材と砂とかどっさい置いてあっけん、雨降りはそこさい流れるけん。

## 申請者

僕は誤解のないようにお答えしますが、きちっと話した中で、お互い様だから掃除はしましようということで、話は何度も協議はしています。ずいぶん変わった方と言う方もいらっしゃいましたが、最初は僕もそう思いました、今は全然大丈夫です。隣同士仲良くしましよう、してもらっています。

## 2番 筒井 委員

あの人とは、ちこうしよっばってん、内容は知っとつとばってん、道路の東脇の造成問題があつたけん、私も土地改良の理事もしよっし、あんまい言いよつき、やかましかけん、あんたんとこでぴしゃっと保障してもらうぎと、そいば一番区長さんも世話しよんしゃつとですよ。

## 申請者

それは地区にとっては大事なことで私も思っておりますので、その辺は、今回はこの土地に関することは、責任を持って管理をしていきたいと思っております。

## 2番 筒井 委員

あん達は建ててしまうぎ終わりやっけん、金ばもらうぎ終わりやっけん、あと残ったもの事ば考えとかんばいかん。地権者が責任もってすっこっちゃい、入居者は絶対せんもんね、アパートやっけん、許可は神崎市役所のどこが出しとつとこっちゃい、建設課か農政水産課か、どこが許可したこっちゃいはっきりして、だいでんせんない、そこんたいまで持っていかんばいかんけん、掃除は一年に1回ぐらいしとかんば、仲田町では何回もしないよっよ、側溝ばあがんきれいにしとつきよかばってんね。

## 申請者

今、農業委員さんから質問がありましたが、地主さんはこちらですので、地主さんは自分の土地はきちんとしていく覚悟をもっていらっしゃいますので。

## 2番 筒井 委員

地主さんに全部お任せして、よろしくをお願いします。

**議 長**

他にございませんか。

申請者の方につきましては今、ご意見がありますように部落の人、現地を知る私たちも過去からひも解きますと心配するところもありまして、私も申請者の意見を聞いて少し安心したところであります。申請者の方は今後トラブルがないようにお願いします。

**議 長**

他に質疑がなければ、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号3番 申請者退室)

**議 長**

これより採決に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(農地法第4条 受付番号1番)

**議 長**

それでは、議案書の3ページをお開きください。

議案第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による承認申請(2a未満の農業用施設) 受付番号1番について事務局から説明させます。

**事務局**

【議案第2号 受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による2a未満の農業用施設の承認申請について説明します。

受付番号1番、申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇 〇〇番 田の198㎡です。

転用の目的は農業用倉庫兼車庫などの建設で、転用の理由及び申請人、施設の用途などは記載のとおりです。転用着工は平成29年10月10日、工事完了は平成29年12月31日の予定です。申請地は、農振除外は決定済みで、農地区分は特定土地

改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地と判断されますが、許可基準は用地選定を行った上で「農業用施設などの設置」が該当します。位置図などを10ページと11ページに添付しています。

申請書類として土地利用計画図と事業費見積書、資金関係書類、佐賀東部と神崎市土地改良区との協議、埋蔵文化財調査の届出についての書類などが提出されています。周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については雨水などの処理が適切に実施されていて、区長さん、生産組合長さんによる地区の排水同意書が提出されていて問題はないと思われます。説明は以上です。

## 議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第2号 受付番号1番について、地区担当委員の7番 大田 委員のご意見をお伺いします。

## 7番 大田 委員

### 【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

7番の大田です。第2号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の牟田口推進委員とともに現地の状況や転用の内容などを申請関係者などに確認しましたが、この農業用施設の建築は転用面積が2アール未満であり、周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことが無いように十分考慮して計画されたと思われますので、特に問題は無いと考えています。みなさまのご審議をよろしくお願ひします。

## 議 長

ありがとうございました。只今、地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

## 議 長

質疑ありませんか。

はい9番 角田 委員どうぞ。

## 9番 角田 委員

9番の角田です。図面の11ページで用悪水路とはどういう意味なのか、只の用水路じゃないのですか。

議 長

事務局、説明をお願いします。

事務局

地番図のまま引用しておりますが、やはりクリークですね、特に敷地の西側の用悪水路は狭い水路で、西側の田からの排水路になっておりますが、該当地の南側の用悪水路は一般的に広い用水路でした。

議 長

よろしいですか。

9番 角田 委員

はい、

議 長

他にありませんか。

ないようですので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による承認申請、受付番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は承認することに決定いたします。

(農政水産課入室)

(議案第3号関係)

議 長

別冊の議案第3号をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）についてを議題といたします。

議 長

提案者である農政水産課から1ページの総括表について説明を求めます。

農政水産課

【議案第3号 議案書の総括表を基に朗読後、説明】



農政水産課の川端と申します、よろしくお願ひいたします。

着席して説明させていただきます。それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされており、とされておりますので、農業委員会の議決を求めます。ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表		利用権設定関係			
神埼町新規	3件	再設定	4件	計	7件
内訳は田	13筆		39,873㎡		
畑	5筆		627㎡		
計	18筆		40,500㎡		

千代田町 新規19件 再設定 34件 計 53件

内訳は田 150筆 377,542.37㎡

神崎市 合計 60件

内訳は田 163筆 417,415.37㎡

畑 5筆 627㎡

計 168筆 418,042.37㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。総括表による説明は以上です。

## 議 長

只今、総括表の説明が終わりました。

農用地利用集積計画について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による、議事参与の制限を受ける案件について先に審議いたします。

## 議 長

それでは、11番「福田 肇」委員が議事参与の制限を受けますので、退室を求めます。

(11番 福田委員退室)

**議 長**

4 ページの農用地利用集積計画、千代田町、新規、受付番号 1 番の議事参与に関する案件について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

**農政水産課**

【議案第 3 号 議事参与の案件、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の 4 ページの千代田町、新規 1 番と 2 番の申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名設定の利用目的、設定期間となっております。設定する内容は、田 3 筆 9, 370 m<sup>2</sup>となっております。なお、賃借料の金額の違いから 2 つに分けて表記しております。説明は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

**議 長**

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長**

異議なしと認め、質疑を終了します。

**議 長**

これより採決に入ります。

議案第 3 号 農用地利用集積計画、千代田町、新規、受付番号 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

**議 長**

それでは、11 番 福田 肇 委員の入室を許可します。

(11 番 福田 委員入室)

**議 長**

次に2ページの農用地利用集積計画、神埼町、新規分、受付番号1番から受付番号3番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

**農政水産課**

**【議案第3号 議案書の集計表を基に朗読後、説明】**

議案書の2ページの神埼町、新規1番から3番までの申し出について説明します。  
設定する内容は、

田 2筆 8, 184 m<sup>2</sup>

畑 3筆 424 m<sup>2</sup>

計 5筆 8, 608 m<sup>2</sup>となっております。その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

**議 長**

集計表の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

**議 長**

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長**

異議なしと認め、質疑を終了します。

**議 長**

これより採決に入ります。

議案第3号 農用地利用集積計画、神埼町、新規分の受付番号1番から受付番号3番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

**議 長**

次に、3ページの農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の受付番号1番から受付

番号4番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

**農政水産課**

**【議案第3号 議案書の集計表を基に朗読後、説明】**

議案書の3ページの神埼町、再設定1番から4番までの申し出について説明します。

設定する内容は、

田 11筆 31,689㎡

畑 2筆 203㎡

計 13筆 31,892㎡となっております。1番の申し出につきましては、水田と畑で区別するため2つに分けて表記しております。説明は以上です。

**議 長**

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

**議 長**

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長**

異議なしと認め、質疑を終了します。

**議 長**

これより採決に入ります。

議案第3号 農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の受付番号1番から受付番号4番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

**議 長**

次に、4ページから5ページの農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号2番から受付番号19番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

**農政水産課**

**【議案第3号 議案書の集計表を基に朗読後、説明】**

議案書の4ページの千代田町、新規1番から5ページの19番までの申し出について説明します。設定する内容は、最初の議事参与の制限分を含めまして、田58筆157, 636㎡となっております。その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

**議 長**

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

**議 長**

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長**

異議なしと認め、質疑を終了します。

**議 長**

これより採決に入ります。

議案第3号 農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号2番から受付番号19番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

**議 長**

次に、6ページから8ページの農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の受付番号1番から受付番号34番について審議いたします。

農政水産課から説明を求めます。

**農政水産課**

**【議案第3号 議案書の集計表を基に朗読後、説明】**

議案書の6ページの千代田町再設定1番から8ページの34番までの申し出について説明します。設定する内容は、田92筆219, 906.37㎡となっております。1番の申し出につきましては、ハウス建設予定による一部契約のため、土地の所在の表記にアスタリスク記号を使用しております。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号 農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の受付番号1番から受付番号34番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(農振除外申請関係)

議 長

次に、別冊の議案第4号 農振除外申請に伴う事前審査についてを議題といたします。

議 長

それでは、議案第4号 農振除外申請に伴う事前審査の受付番号1番について、審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第4号 議案書を基に朗読後、説明】

お疲れ様です。農政水産課の音成と申します。

議案第4号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により神崎市農振除外申請に伴う事前審査について説明いたします。着席して説明させていただきます。1ページの農振除外申請に伴う事前審査総括表をお開きください。

脊振町1件の申請となっております。説明につきましては、総括表の項目順に番号、地区名、

変更理由、地目、面積の順にしたがって説明をさせていただきます。なお、申請人、申請地番、資料ページ数については記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

1番 脊振町久保山地区の植林、採草放牧地の計7筆 面積117,431㎡となっております。詳細については、添付資料の確認をお願いします。農振除外申請による説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、議案第4号の農振除外申請に伴う事前審査については、「やむを得ない」という意見を付けて回答することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということでございますので、「やむを得ない」旨の意見書を添えて回答することといたします。

議 長

以上で、議案第4号 農振除外申請に伴う事前審査についての審議を終わります。農政水産課の皆さん、お疲れ様でした。

(農政水産課退室)

(農地法第18条第6項関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてを議題とします。受付番号1番から受付番号41番について、事務局から報告させます。

事務局

【報告第1号 受付番号1番から41番の報告書を基に朗読後、説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について、農地法第18条第1項ただし書き第1号から第6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければなら

ないとなっておりますので、通知の提出がありましたものについて報告します。

1 ページから 14 ページに記載しております、受付番号 1 番から 41 番につきましては、経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約ですので、お目通しをお願いします。なお、受付番号 2 番から 31 番までは農事組合法人〇〇との利用権設定に伴う合意解約です。以上です。

議 長

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等についてご質問はございませんでしょうか。

(ありませんの声)

議 長

ないようですので、報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認については、只今、事務局からの報告のとおりです。

(農地利用配分計画関係)

議 長

次に、別冊の報告第 2 号をご覧ください。

報告第 2 号 農地利用配分計画についてを議題とします。総括表及び集計表について、事務局から報告させます。

事務局

#### 【報告第 2 号 農地利用配分計画について説明】

報告第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用配分計画の認可に関する報告(農地利用配分計画関係)について

農地利用集積計画により佐賀県農業公社が借り受けた農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく農地利用配分計画の認可の通知があったものについて報告します。1 ページの農地利用配分計画関係総括表をご覧ください。

利用権による権利の設定で、千代田町 1 件田 9 筆 13,271 m<sup>2</sup>です。農地の出し手から公社へ利用権設定を行った農地を、農地利用配分計画により担い手へ貸付けを行うというもので、詳細は 2 ページに記載のとおりです。続きまして、3 ページの農地利用配分計画関係総括表をご覧ください。利用権による権利の移転で、千代田町 1 件田 1 筆 2,281 m<sup>2</sup>です。内容としましては、利用権設定の相手方を農事組合法人〇〇から農事組合法人〇〇へ変更するもので、解約を伴わず転貸ということになっております。本来であれば解約後に再設定をおこなうものでありますが、佐賀県農業公社からは、今後は、解約をしたうえで利用権設定をおこな



うということで説明を受けております。詳細は4ページに記載のとおりですので、お目通しをお願いいたします。以上です。

議 長

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等について、ご質問はございませんでしょうか。

(ありませんの声)

議 長

ないようですので、報告第2号 農地利用配分計画については、只今、事務局からの報告のとおりです。

議 長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第9回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。

ご審議ありがとうございました。

10時20分 閉 会